

公 示

ポリビアを原産地とするめばちまぐる及びその調製品を輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について

貿易経済協力局 (15. 6. 19)

改正①貿易経済協力局 (17. 7. 25)

平成15年7月10日以降、ポリビアを原産地とするめばちまぐる及びその調製品を輸入しようとする場合は、平成15年6月19日付け平成15・06・12貿易局第1号、輸入注意事項15第33号（ポリビアを原産地とするめばちまぐる及びその調製品の二号承認移行について）により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。

記

1 受付期日

平成15年7月10日以降、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで

2 提出先

農林水産省水産庁資源管理部遠洋課

3 提出書類 ①

- (1) 別紙様式による確認申請書 2通
- (2) ・冷凍のめばちまぐるについては、めばちまぐる統計証明書の原本及び写し 各1通
・生鮮又は冷蔵のめばちまぐるについては、漁獲海域及び漁獲を行った漁船の旗国が証明された書類の原本及び写し 各1通
・調製品については当該貨物の原産国の公的機関が発行する原産地証明書の原本及び写し 各1通

(3) インボイスの原本及び写し 各1通

(4) 輸入しようとする貨物の全体がわかるカラー写真（キヤビネ版（13cm×18cm）以上の大きさ）であって、当該貨物の大きさが確認できるように撮影されたもの 1葉
(注) 1 原産地証明書及びインボイス原本は照合の上返却します。

2 (2)における「漁獲海域及び漁獲を行った漁船の旗国が証明された書類」とは、輸出者名、輸入者名、貨物の状態、漁獲海域及び漁獲を行った漁船の旗国が明記され、旗国の政府機関による証明が行われた任意の書類。

3 (3)については、未到着の場合には提出する必要はありません。

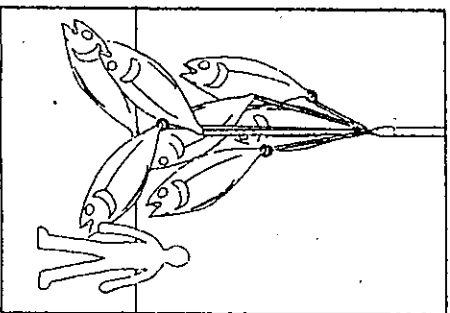
4 (4)については、当該貨物が複数のめばちまぐる（調製品以外のもの）により構成される場合、そのうちいずれか一つのめばちまぐるのカラー写真（キヤビネ版（13cm×18cm）以上の大きさ）で、当該めばちまぐるの大きさが確認できるもの

追

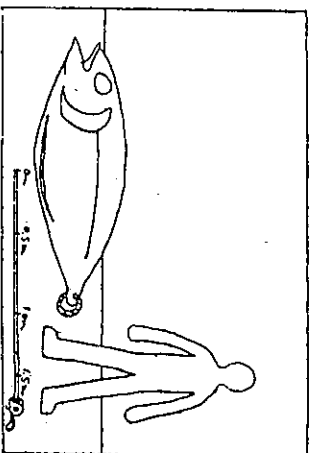
⑫

1 葉を当該貨物全体の写真と併せて提出すること（撮影方法：下図参照）。

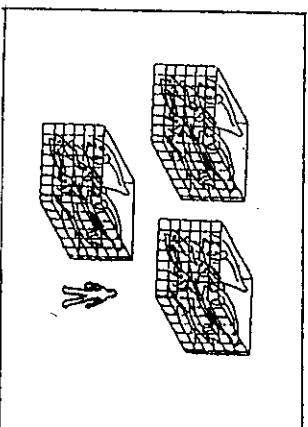
5 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。



(例) 全体



(例) いずれか一つの写真



(例) 全体

(別紙様式)

ポリピアを原産地とするめばちまぐる及びその調製品を輸入しようとする

場合の二号承認申請前の確認申請書 ①

水産庁長官 殿

申請年月日 年 月 日

申請者名

住 所

電 話 番 号

上記の貨物を下記により輸入したいので確認されたくお願いします。
記

輸 入 状 況	種 類 輸 入 数 量 (総 数) 種 類 別 輸 入 数 量 輸 入 契 約 の 相 手 国 輸 入 契 約 の 相 手 方 輸 入 契 約 の 条 件 輸 入 積 積 予 定 輸 入 船 積 予 定 輸 入 漁 獲 方 法	尾 幣 U S \$ 円	(1)名 称 (1)F O B (1)年 月 日 (1)年 月 日	(2)住 所 (2)C I F (2)船 積 港 (2)入 着 港	(3)C F R (3)C F R (3)船 積 港 (3)入 着 港	(4)そ の 他
生産状況	漁獲漁獲					

(注) 裏面記入要領参照のこと

キ リ ト リ

輸入確認書 (めばちまぐる及びその調製品)

下記の水域において漁獲されためばちまぐる及びその調製品であると確認する。

輸入数量

kg (形態別に記載される)

漁獲水域

(形態別に記載される)

有効期間

年 月 日

水産庁長官

(裏面)

記入要領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (2) 「種類」の欄には、魚種及び形態を「めばちまぐる、ラウンド、冷凍」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量」欄には、尾数（調製品の場合は記入不要）及び重量で表示を行うこと。
- (4) 「種類別輸入数量」欄には、魚種別及び形態別に重量で表示を行うこと。
- (5) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドル以外の通貨建ての場合には、かつこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。なお、米ドルと米ドル以外の通貨との換算率は、昭和34年1月31日付け輸入注意事項34第3号（決済通貨等の取扱いについて）により、貿易経済協力局長が定める換算率を適用するものとする。なお、当該換算率は原則として毎月25日に「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表しているので、この換算率を翌月記載の確認申請書に適用するものとする。
- (6) 「輸入契約の相手国」欄及び「輸入契約の相手方」欄には、各々の地域の表示方法により記載すること。
- (7) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に○印を付すこと。(4)に該当する場合は、その契約条件を詳細に記載すること。
- (8) 「船積予定」欄及び「入着予定」欄には、それぞれの予定年月日を記載すること。なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。
- (9) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。なお、船積港が複数の場合には、船積港別に確認書を提出すること。
- (10) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (11) 「漁獲時期」欄には、輸入予定の形態別に漁獲の行われた年月を記載すること。
- (12) 「漁獲水域」欄には、輸入予定の形態別に漁獲の行われた水域（例えば大西洋、地中海、太平洋、インド洋）を記載すること。
- (13) 「漁獲方法」欄には、輸入予定の形態別に漁法（例えば、まきあみ、はえなわ）を記載すること。
- (14) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- (15) 欄に記載しきれないときは、別紙として添付すること。